

消 食 基 第 4 2 1 号
令 和 6 年 12 月 27 日

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」について」の一部改正について（周知）

今般、「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」について」の一部改正について」（令和6年12月27日付け消食基第419号）を、別添のとおり、都道府県等衛生主管部（局）長宛てに通知しましたので、貴下会員等関係者への周知をお願いするとともに、御協力についてよろしくお願いいたします。